証券コード　8700
平成28年６月13日

株　主　各　位

名古屋市中区新栄町二丁目４番地
丸　八　証　券　株　式　会　社
取締役社長　里　野　泰　則

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年４月に発生いたしました熊本地震により、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）営業時間終了時（午後５時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市東区武平町５－１
名古屋栄ビルディング 12階 特別会議室

３．目的事項

報告事項　第74期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.maruhachi-sec.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策を背景に、企業収益や雇用情勢が改善し、個人消費にも底堅い動きが見られるなど緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、海外においては、米国経済が堅調に推移しているものの、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速や資源価格下落による資源国の景気悪化の懸念が強まるなど、先行きについては、わが国の景気を下押しするリスクに注視する必要があります。

このような経済環境の中、当事業年度のわが国株式市場では、日経平均株価は19,129円でスタートし、堅調な米国株式の動向や円安の進行を受けて、企業業績拡大への期待の高まりから、外国人投資家を中心に日本株を買う動きが活発となり、４月10日に約15年ぶりに20,000円の大台を回復するなど上昇基調で推移しました。

４月末以降は、日銀が追加金融緩和の見送りを決定したことで一時急落しましたが、４月の米国雇用統計の改善や中国の追加利下げの決定、さらには平成27年１～３月期の実質ＧＤＰ成長率が市場予想を上回ったことで、５月15日から６月１日まで12営業日連続で上昇するなどし、６月24日には約18年ぶりの高値となる20,900円台まで上昇しました。

その後も、日本企業の堅調な決算を受けて底堅い動きとなりましたが、８月中旬に中国人民銀行が人民元の切り下げを発表すると、中国経済悪化の懸念から下落基調となり、中国経済の減速が世界景気へ及ぼす影響などを警戒して、世界的に投資家のリスク回避姿勢が強まったことで円高が進行したため、８月25日には18,000円を割り込み、９月17日に米連邦公開市場委員会（ＦＯＭＣ）で利上げが見送られると、世界経済の先行きを懸念するムードの高まりから再び下落基調を強め、９月29日には８カ月ぶりに17,000円を割り込みました。

10月以降は、欧州中央銀行（ＥＣＢ）のドラギ総裁が追加金融緩和を強く示唆したことや、中国人民銀行が基準金利の引き下げを実施したことから再び上昇に転じ、11月以降も、上場した日本郵政グループ３社の初値が揃って公募価格を上回ったことや、11月６日に発表された米国雇用統計が

事前の予想を大きく上回り、米国の年内利上げ観測の高まりから123円台まで円安が進行したことで上昇基調は継続し、11月13日にパリで発生した同時多発テロ事件を受けて下落する場面はあったものの、12月１日には20,000円台を回復しました。

しかし、12月３日にＥＣＢ理事会で発表された追加金融緩和策が事前予想を下回る内容であったことを受けて、海外市場の株価が大幅安となったことで日経平均株価も下落に転じ、中国人民元の下落や、石油輸出国機構（ＯＰＥＣ）の減産見送りなどを受けて原油安が進行したことで18,500円台まで下落し、12月16日のＦＯＭＣの利上げ決定により一時的な反発はありましたが、原油安が株価の上値を抑える展開となりました。

１月以降も、中国株式市場の急落による中国経済への懸念や中東情勢に対する不安による原油価格の急落、北朝鮮で水爆実験成功との発表がなされたことなどの悪材料が重なり、世界的に投資家心理が悪化したため、日経平均株価も年初から下値を模索する展開となり、１月21日には16,000円近辺まで下落しました。１月22日にＥＣＢが金融緩和拡大の可能性を示唆したこと、１月29日に日銀がマイナス金利を導入する追加金融緩和を発表したことを受けて株価が急上昇する場面もありましたが、継続せず、１月の米国雇用統計が冴えない内容であったことから、米国の利上げペースが鈍化するとの観測から世界的にリスク回避姿勢が強まり、相対的に安全と目される円が買われたことで円高が進行したため、２月12日には、約１年４ヵ月ぶりに15,000円を下回る水準まで下落しました。その後は、原油価格の上昇を受けて、リスク回避姿勢が和らいだため上昇に転じ、３月14日には17,000円台を回復しましたが、日銀の追加緩和見送りやＦＯＭＣで今後の利上げペースについて慎重な姿勢が示されたことで、上値の重い展開となり、日経平均株価は16,758円で当事業年度を終えております。

このような状況のもと、当社はお客様に徹底した満足をしていただくことを重要事項と位置付け、引き続き役職員の資質向上を図り、地域に密着したお客様に寄り添う営業を実践いたしました。具体的には、株式・投資信託等の提案営業を積極的に推進することにより、お客様の投資パフォーマンスの向上に努めるとともに、第３四半期以降は、お客様のニーズに沿った外貨建債券の販売にも注力いたしました。また、各営業店にて数多くのセミナーを開催し、お客様をはじめ投資家の皆様への情報提供を行いました。

以上の結果、当事業年度の業績の概要は次のとおりとなりました。

① 純営業収益

1）受入手数料

８月以降の軟調な株式市況の中で株式売買高が減少したため、株式の委託手数料は９億97百万円（前期比43.5％減）となり、債券および受益証券を含めた委託手数料の合計は12億38百万円（前期比32.1％減）となりました。募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、投資信託の販売手数料が減少したことにより、６億72百万円（前期比36.0％減）となりました。また、その他の受入手数料は、投資信託の残高の減少に伴い投資信託の信託報酬が減少したことにより、２億51百万円（前期比21.3％減）となり、受入手数料は全体で21億61百万円（前期比32.3％減）となりました。

2）トレーディング損益

株券等トレーディング損益は、２億15百万円（前期比6.1％減）となりました。債券等トレーディング損益は、外貨建債券による収益が増加したことにより、３億54百万円（前期比313.7％増）となり、トレーディング損益は全体で５億70百万円（前期比80.8％増）となりました。

3）金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の期中平均残高が減少し受取利息が減少したことにより、１億２百万円（前期比31.3％減）となりました。一方、金融費用は、信用取引借入金の期中平均残高が減少し支払利息が減少したことにより、17百万円（前期比36.7％減）となり、金融収支は84百万円（前期比30.0％減）となりました。

以上の結果、当事業年度の純営業収益は、28億17百万円（前期比22.4％減）となりました。

② 販売費・一般管理費

営業促進のための広告宣伝費の増加等により取引関係費が３億７百万円（前期比8.3％増）、営業店舗改修工事等により不動産関係費が２億14百万円（前期比7.8％増）となりました。一方、人件費は、人員増による増加を賞与引当金繰入等の減少により吸収し71百万円削減したため、14億56百万円（前期比4.7％減）となり、販売費・一般管理費は全体で26億28百万円（前期比0.2％減）となりました。

③ 営業外損益

営業外収益として投資事業組合運用益30百万円や大阪ディーリング室移転に伴う受取補償金28百万円等を計上するなど、営業外損益は全体で66百万円（前期比263.0％増）となりました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は２億54百万円（前期比74.9％減）、当期純利益は２億４百万円（前期比81.8％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は61百万円であり、その主なものは、営業店舗の改装と営業支援システム等のサーバーリニューアル、ディーリング室の移転等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度において大幅な減収減益となり、当期純利益２億４百万円を計上するに留まりましたが、確固たる営業基盤の確立をめざし、地元愛知県を中心に地域密着営業をさらに推進し、投資環境に応じて株式・投資信託および外貨建債券等からお客様のニーズに沿った商品をタイムリーに提案することにより、お客様の投資パフォーマンスの向上をサポートし、お客様満足度の向上に努めてまいります。

また、少子高齢化による人口減少時代に突入した今、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡによる資産形成層への取組みを強化するとともに、投資信託の預り資産の増加を図り、市況に左右されにくい収益構造への転換を進めてまいります。

これらを実現するため、内部管理態勢および法令遵守態勢を強化し、従業員の資質向上を図ることにより、お客様へより一層質の高いサービスを提供することができるように努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　分	第71期 平成24．4．1 ～25．3．31	第72期 平成25．4．1 ～26．3．31	第73期 平成26．4．1 ～27．3．31	第74期(当期) 平成27．4．1 ～28．3．31
営業収益	3,029	3,859	3,657	2,835
内受入手数料	1,884	3,073	3,192	2,161
経常利益	637	1,077	1,014	254
当期純利益	574	1,083	1,124	204
１株当たり当期純利益	15円36銭	27円11銭	27円83銭	５円12銭
総資産	7,598	11,795	10,573	8,386
純資産	4,784	5,870	6,670	6,602

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社議決権の43.6％を所有するエース証券株式会社は主要株主である筆頭株主であり、会社法施行規則に規定する実質支配力基準に基づく親会社であります。

当社と親会社は、共同株式移転の方法により経営統合を進めるべく、両社の完全親会社を設立することについて合意し、平成25年11月に「株式移転に関する基本合意書」を締結いたしました。その後、当初の予定を延期いたしましたが、引き続き経営統合に向けた準備を進めております。その一環として、株式会社エース経済研究所の提供する投資情報の共有、両社の役員および幹部社員による合同研修に加え、平成27年８月より、両社の取締役が参加する合同会議を定期的に開催して、経営環境、市場環境に係る認識の共有や注力商品の共通化を進めるとともに、平成28年３月には、親会社と同様の営業支援システムを導入するなど、グループとしてのシナジーを高め、両社の更なる企業価値向上を図るべく連携を深めております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引
② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理
③ 有価証券の引受けおよび売出し
④ 有価証券の募集および売出しの取扱い
⑤ その他金融商品取引業に付随する業務

(8) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

① 本　店		名古屋市中区新栄町二丁目４番地
② 支　店	西　尾　支　店	愛知県西尾市桜木町三丁目17番地１
	蒲　郡　支　店	愛知県蒲郡市元町８番12号
	安　城　支　店	愛知県安城市御幸本町２番５号
	藤が丘支店	名古屋市名東区藤が丘138番地の１
	中　村　支　店	名古屋市中村区豊国通二丁目２番地
	庄　内　支　店	名古屋市西区庄内通三丁目５番地

(9) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使　用　人　数	前事業年度末比増減
173名	９名増

（注）使用人数は就業人員数であり、ディーラー（12名）、社外から当社への出向者（１名）を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借　　入　　先	区　　分	借　　入　　額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	短　期　借　入　金	100百万円
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	173百万円
中部証券金融株式会社	信用取引借入金	3百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　80,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　39,912,120株

（自己株式517,588株を控除した株数を記載しております。）

(3) 株主数　　2,508名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
エース証券株式会社	17,416,666株	43.63%
中村吉孝	6,034,000	15.11
野村土地建物株式会社	2,177,000	5.45
中村芙美子	877,000	2.19
CREDIT SUISSE AG ZURICH S／A RESIDENT TOKYO	680,000	1.70
株式会社ファンドクリエーション	412,000	1.03
赤座登	316,800	0.79
丸八証券従業員持株会	273,010	0.68
塚嶋晃	232,600	0.58
朝日火災海上保険株式会社	196,000	0.49

（注）１．当社は期末日現在、自己株式を517,588株保有しておりますが、大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	里　野　泰　則	株式会社エース経済研究所　取締役
代表取締役副社長	佐　藤　　博	お客様本部長
専　務　取　締　役	山　井　　茂	マネジメント本部長
常　務　取　締　役	池　永　文　雄	コンプライアンス本部長（内部管理統括責任者）
取　　締　　役	大久保　雅　之	専務執行役員　商品本部長　兼　営業企画担当
取　　締　　役	大　平　哲　成	専務執行役員　お客様本部　営業開発　兼　本店営業部担当
取　　締　　役	乾　　裕	エース証券株式会社　代表取締役社長
取　　締　　役	久　米　愛　樹	エース証券株式会社 執行役員専務 経営企画部長
常　勤　監　査　役	髙　　知　昌	株式会社エース経済研究所　監査役
監　　査　　役	荻　野　恒　久	有限会社コンサルティングボックス　代表取締役 株式会社ゲオホールディングス　社外取締役
監　　査　　役	川　島　　修	エース証券株式会社　取締役（常勤監査等委員） 株式会社エースコンサルティング　監査役

（注）１．取締役乾裕氏および久米愛樹氏は社外取締役であります。
２．監査役髙知昌氏、荻野恒久氏および川島修氏の３名は社外監査役であります。
３．監査役髙知昌氏および荻野恒久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、監査役荻野恒久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 就任

平成27年６月25日開催の第73期定時株主総会において、新たに池永文雄氏、大平哲成氏および久米愛樹氏が取締役に、髙知昌氏が監査役に選任され就任いたしました。

② 退任

平成27年６月25日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、取締役出田順蔵氏および細井朗氏が任期満了により退任いたしました。また、監査役久米愛樹氏が辞任いたしました。

③ 当事業年度の取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
大久保雅之	取締役 専務執行役員 商品本部長 兼 営業企画担当	取締役 専務執行役員 商品本部長 兼 商品部長 兼 営業企画担当	平成27年10月１日
	取締役 専務執行役員 商品本部長 兼 商品部長 兼 営業企画担当	取締役 専務執行役員 商品本部長 兼 営業企画担当	平成28年２月19日

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	員　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	７名 （０）	144,510千円 （－）
監査役 （うち社外監査役）	４ （４）	26,500 (26,500)
合　計	11	171,010

（注）１．取締役報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成24年６月23日開催の第70期定時株主総会において、年額２億4,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成24年６月23日開催の第70期定時株主総会において、年額3,600万円以内とご承認いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

会社における地位	氏　名	兼職する法人名等	兼職の内容
取　締　役	乾　　裕	エース証券株式会社	代表取締役社長
監　査　役	荻野恒久	有限会社コンサルティングボックス 株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 社外取締役

（注）１．エース証券株式会社は当社の親会社であります。
２．有限会社コンサルティングボックスおよび株式会社ゲオホールディングスと当社との間に、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取　締　役	乾　　裕	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、経験豊富な経営者の視点から、当社の中長期の企業価値向上のための助言・発言を適宜行っております。
取　締　役	久米愛樹	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、証券業界での豊富な経験と知見に基づいて適宜発言を行っております。
監　査　役	髙　　知昌	平成27年６月25日就任以降、当事業年度に開催された監査役会、取締役会のすべてに出席し、常勤監査役として経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席したほか、すべての稟議書を確認し、適宜、必要な発言・指摘・助言等を行っております。
監　査　役	荻野恒久	当事業年度に開催された監査役会、取締役会のすべてに出席し、豊富な役員経験をもって主に第三者としての意見や公認会計士としての専門的見地から、適宜、必要な発言・指摘・助言等を行っております。
監　査　役	川島　　修	当事業年度に開催された監査役会15回のうち14回、取締役会12回のうち11回に出席し、証券会社での長年の豊富な経験と幅広い見識により、当社のガバナンスおよび内部統制の構築・維持等に関して、取締役会等において適宜、必要な発言・指摘・助言等を行っております。

③ 親会社または親会社の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役および社外監査役が役員を兼務する親会社から、役員として受けた報酬等の総額は１億７百万円であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報　　酬　　の　　内　　容	報 酬 等 の 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,800千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約上、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を合理的に区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過去の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社では、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分による業務停止

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止　３月

（平成28年１月１日から３月31日まで）

③処分理由

他社の財務書類の監査において、当該監査を担当した公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）についての決定内容は以下のとおりであります。

Ⅰ　取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は社外役員を選任しており、取締役会では常勤役員のほか社外役員も常に出席し、各々専門的な経験や知識に基づき経営に関する指導・助言を積極的に行うなど、経営に対する監視機能を果たしております。

② 取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」を設置し、法令遵守体制の状況やリスク管理体制の状況等について組織横断型の牽制機能を活かしながら指導監督を行っております。

③ 法令遵守体制を実効あらしめるために、取締役は「取締役会規程」および「取締役規則」に則った行動規範により職務の執行を行っており、使用人は「倫理綱領」に基づく行動規範を旨とし、「組織規程」、「職務権限規程」および「業務分掌規程」に従い職務の遂行を行っております。

④ コンプライアンス体制の整備に向けた動きとして、内部監査機能の強化を図るため、社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する体制を整備しております。

⑤ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制は、代表取締役社長を内部統制の整備・運用・評価の責任者とし、内部監査室が整備・運用・評価の事務局となっております。

⑥ 社内検査については、営業検査室が外部の検査機関と合同で検査業務を行う等、検査業務の効率化を図っております。

⑦ 「自主申告制度」ならびに「内部通報制度」等を整備することにより、違反行為に対する適切かつ迅速な管理体制を構築しております。

⑧ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を策定し、企業および市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するとともに、外部専門機関と連携しながら関係遮断に向けた体制を整備しております。

Ⅱ　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社は、「文書管理規程」に基づき、職務執行に係る情報の保存および管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

② 情報の管理については、「個人情報の保護に関する規程」、「情報管理規程」および「情報セキュリティーポリシー」等を定めて対応しております。

Ⅲ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、業務執行に係る種々のリスクに関する評価・監視・管理等の重要性を認識し「リスク管理規程」やカテゴリーごとに定めたリスク条項に基づいた包括的なリスクの把握に努め、所定事項を取締役会に報告しております。

② 地震、風水害、テロ等の災害発生時およびその恐れがある場合は、「事業継続計画（ＢＣＰ）」に基づき災害発生時等においても事業が継続でき、かつ重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、代表取締役社長を本部長とした「緊急対策本部」を設置し、指揮命令体系の明確化と危機管理の統括にあたります。

③ 当社におけるコンピュータシステムが障害、災害等を被り、業務遂行が妨げられる事態、あるいは事態が予測される場合に備えた対応体制および対応手順を策定した「コンティンジェンシープラン」を整備し、システム障害、自然災害および社会インフラ障害から被る悪影響、被害等を最小限に抑えるため、暫定対応等を含む対策を策定し、緊急時には迅速な対応を可能にする体制を構築しております。

Ⅳ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、毎月１回定例の取締役会を開催し、重要事項の決議および各取締役から業務執行状況の報告を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。

② 取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」の３つの委員会を設け、有効かつ迅速な職務執行体制の確立を図っております。

③ 業務執行に係る重要事項の意思決定を機動的に行うため、代表取締役直轄の「経営会議」を原則として毎月１回開催し、重要な事項の協議と決定を行い、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

Ⅴ　当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社および親会社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を策定するとともに、法令等に基づく内部統制の整備、運用および評価をする体制を構築しております。

② 当社および親会社は、それぞれの会社において連携担当部署が特定されており、内部監査室により、必要に応じて監査を実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

Ⅵ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けることなく、独立性を確保するものとする。

Ⅶ　取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営の全般的な重要事項を協議もしくは決定する機関として、取締役会、経営会議のほか、部店長会議を随時開催し、監査役はこれら会議に出席して意見を述べる体制を整えております。また、これらの会議の開催を通じ、業務執行に係る監査役への報告機能を確保しております。

② 監査役は、代表取締役等役員および重要な使用人とのヒアリングの機会を設け、意見交換を行っております。また、会計監査人とは定期的に監査報告会を開催し、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等、緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保しております。

③ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しております。

Ⅷ　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 「監査役会規程」に従い、監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について、監査役会で決議することができる体制としております。

② 当社は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

Ⅸ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役会および使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努めております。

② 監査役は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室と定期的に意見交換し連携の強化を図っております。

③ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる体制を構築しております。

④ 監査役は、当社の全ての会議等について、オブザーバーとして出席し、また会議等に議題および検討事項を提出する等の権限を有し、監査が実効的に行われる体制を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役・使用人の職務執行について

当事業年度は取締役会を12回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに上記に掲げた内部統制システムの整備に関する基本方針および社内規程に従って、コンプライアンス委員会を12回、リスク管理委員会を12回、審査委員会を５回開催するなどし、役職員の業務執行の適正性の確保に努めました。また、内部監査室はその運用状況についてモニタリングを行いました。

② 監査役の職務執行について

当事業年度は監査役会を15回開催し、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を実施しております。また、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室等と定

期的に情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、企業価値の向上を踏まえた内部留保に配慮しつつ、安定的かつ継続的に配当性向30％を目指すことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当期純利益等を総合的に勘案し、１株当たり２円といたしました。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,740,966**	**流動負債**	**1,749,009**
現金・預金	3,269,781	約定見返勘定	387,947
預託金	678,635	信用取引負債	184,597
顧客分別金信託	665,017	信用取引借入金	176,738
その他の預託金	13,618	信用取引貸証券受入金	7,858
トレーディング商品	670,418	預り金	489,454
商品有価証券等	670,418	顧客からの預り金	407,333
信用取引資産	2,658,694	その他の預り金	82,120
信用取引貸付金	2,655,369	受入保証金	323,933
信用取引借証券担保金	3,325	短期借入金	100,000
立替金	21	未払金	34,255
短期差入保証金	170,000	未払費用	138,354
前払費用	29,725	未払法人税等	27,466
未収収益	81,766	賞与引当金	63,000
繰延税金資産	105,163	**固定負債**	**12,971**
その他の流動資産	76,942	繰延税金負債	5,696
貸倒引当金	△182	資産除去債務	6,104
固定資産	**645,761**	その他の固定負債	1,170
有形固定資産	254,787	**特別法上の準備金**	**21,949**
建物	95,008	金融商品取引責任準備金	21,949
器具備品	73,275	**負債合計**	**1,783,930**
土地	86,503	**純資産の部**	
無形固定資産	1,009	科目	金額
電話加入権	666	**株主資本**	**6,580,534**
ソフトウエア	343	**資本金**	**3,751,856**
投資その他の資産	389,963	**資本剰余金**	**336,225**
投資有価証券	131,356	資本準備金	320,490
関係会社株式	2,000	その他資本剰余金	15,734
出資金	1,520	**利益剰余金**	**2,606,063**
従業員に対する長期貸付金	9,589	利益準備金	70,646
長期差入保証金	201,515	その他利益剰余金	2,535,417
長期前払費用	3,038	繰越利益剰余金	2,535,417
長期立替金	74,017	**自己株式**	**△113,610**
その他	58,945	**評価・換算差額等**	**22,262**
貸倒引当金	△92,018	その他有価証券評価差額金	22,262
		純資産合計	**6,602,796**
資産合計	**8,386,727**	**負債・純資産合計**	**8,386,727**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		2,835,005
受入手数料	2,161,939	
委託手数料	1,238,474	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	672,195	
その他の受入手数料	251,269	
トレーディング損益	570,809	
金融収益	102,256	
金融費用		17,331
純営業収益		2,817,673
販売費・一般管理費		2,628,969
取引関係費	307,920	
人件費	1,456,800	
不動産関係費	214,056	
事務費	528,436	
減価償却費	39,131	
租税公課	34,397	
その他	48,226	
営業利益		188,704
営業外収益		66,875
投資事業組合運用益	30,249	
受取補償金	28,269	
受取配当金	6,202	
その他	2,153	
営業外費用		743
貸倒引当金繰入額	197	
その他	545	
経常利益		254,836
特別利益		6,068
投資有価証券売却益	4,568	
関係会社株式売却益	1,499	
特別損失		2,511
金融商品取引責任準備金繰入れ	1,958	
投資有価証券評価損	552	
税引前当期純利益		258,392
法人税、住民税及び事業税		32,732
法人税等調整額		21,389
当期純利益		204,270

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	46,698	2,594,567	2,641,266
当期変動額							
剰余金の配当					23,947	△263,419	△239,472
当期純利益						204,270	204,270
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	23,947	△59,149	△35,202
当期末残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	70,646	2,535,417	2,606,063

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△113,610	6,615,737	54,911	54,911	6,670,648
当期変動額					
剰余金の配当		△239,472			△239,472
当期純利益		204,270			204,270
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△32,649	△32,649	△32,649
当期変動額合計	－	△35,202	△32,649	△32,649	△67,851
当期末残高	△113,610	6,580,534	22,262	22,262	6,602,796

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準および評価方法

トレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引等については、時価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。

（２）トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準および評価方法

①関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

１）時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

２）時価のないもの

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

（３）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15年～50年

器具備品　５年～10年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（４）引当金および準備金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込み額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

③金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５に従い、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

（5）ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を充たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等

③ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を外貨建金銭債権債務等にそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

（6）消費税等の会計処理の方法

税抜き方式によっており、控除対象外の消費税等については、販売費・一般管理費に計上しております。

2．貸借対照表等に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　533,427千円

（2）担保に供している資産

定期預金	100,000千円
投資有価証券	15,000
建物	16,530
土地	66,373
計	197,904

（注）上記のほかに、信用取引借入金の担保として保管有価証券574,605千円、為替予約取引の担保として定期預金30,000千円を差し入れております。

担保資産の対象となる債務

短期借入金	100,000千円

（3）差し入れた有価証券の時価額

信用取引貸証券	7,937千円
信用取引借入金の本担保証券	175,538
計	183,475

（4）担保として差し入れを受けた有価証券および借り入れた有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	2,183,421千円
信用取引借証券	3,373
受入保証金代用有価証券	2,418,597
計	4,605,392

（5）関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	10千円
短期金銭債務	3,024千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	75千円
販売費・一般管理費	34,283千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の総数に関する事項　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	40,429,708	－	－	40,429,708

（２）自己株式の数に関する事項　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	517,588	－	－	517,588

（３）剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月22日取締役会	普通株式	239,472	6.00	平成27年３月31日	平成27年６月11日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年５月20日取締役会	普通株式	利益剰余金	79,824	2.00	平成28年３月31日	平成28年６月14日

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	19,334千円
減価償却費超過額	11,089
貸倒引当金超過額	28,130
金融商品取引責任準備金	6,696
ゴルフ会員権評価損	610
投資有価証券評価損	34,676
未払事業税	3,647
繰越欠損金	645,770
減損損失	38,712
その他	20,565
繰延税金資産　小計	809,235
評価性引当額	△699,818
繰延税金資産　合計	109,417
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,774
資産除去債務に対応する除去費用	△175
繰延税金負債　合計	△9,950
繰延税金資産の純額	99,466

法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.82％から平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69％に、平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.74％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.51％となります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

６．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、個人向けの対面営業による有価証券の売買等の媒介、取次または代理、募集・売出しの取扱いおよび株券トレーディング等の有価証券の売買等、金融商品取引業を中核とする投資金融サービス業を主な事業の内容としております。

これらの事業のうち、顧客の有価証券取引に係る預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。また、有価証券の売買の取次の一環として株式の信用取引を取り扱っており、信用取引貸付金は、自己資金のほか、株式相場の急激な変動等にも対処できるよう、証券金融会社からの借入れや銀行等他の金融機関からの短期借入れも併用しております。トレーディングについては、主に自己資金で行っております。

また、取引先株式の長期保有、関連団体への出資等を自己資金により行っております。

デリバティブ取引では、トレーディング業務の一環として、株価指数取引を行っているほか、顧客の外国証券売買の取引により生じる外貨建資金決済のため、為替予約取引を行っております。

②金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

当社の保有する金融資産のうち、信用取引貸付金は、現金あるいは有価証券を担保として徴求しており、原則として、それにより担保されますが、その後の株式相場の急激な変動の場合には、担保不足も発生するため、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

預金および預託金は、預け先に対する信用リスクに晒されております。

また、トレーディング商品および投資有価証券等は、株式や債券のほか、投資事業組合への出資持分であり、それぞれ売買目的、事業推進目的および純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されております。

短期借入金、信用取引借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払い期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

１）信用リスクの管理

信用取引に係る信用リスク管理については、社内の諸規程に基づき、日々個々の顧客の担保管理を行っております。なお、当社の信用取引残高の上限額については、半期ごとに取締役会で決定しております。

トレーディング商品に係る信用リスク管理については、同一銘柄にポジションが集中しないよう、リスク管理担当部署において常時モニタリングを行っているほか、取引所より注意喚起されている銘柄は取り扱わないなどにより管理しております。

投資有価証券に係る信用リスク管理については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

預金、顧客分別金信託に係る信用リスク管理については、国内の信用力の高い金融機関を中心に預け入れることを基本的な方針としております。

２）市場リスクの管理

（ア）トレーディング商品に係る市場リスク管理については、取締役会において運用の基本方針を定め、当社の財務状況および市場環境などの変化に応じて適宜これを見直しております。その運用方針に沿った社内規程に基づき、商品ごとにポジション枠を設けたうえで、損失限度額をロスカットルールにより定めております。リスク管理担当部署においては、このポジション、損益両面から市場リスクに対する日常的なモニタリングを行い、日々経営陣等に報告しております。

（イ）市場リスクに係る定量的情報

当社は、トレーディング商品および金融商品取引所に上場されている投資有価証券等について、自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算定しております。

平成28年３月31日（当期の決算日）現在、当社の市場リスク相当額は71,489千円であります。

なお、平成27年３月31日（前期の決算日）現在の当社の市場リスク相当額は15,967千円でありました。

３）流動性リスクの管理

財務部にて資金管理表を作成し、日々経営陣に報告を行っております。また、必要に応じて金融機関から流動的な資金が調達できる体制を構築しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,269,781	3,269,781	－
（２）預託金	678,635	678,635	－
（３）信用取引資産	2,658,694	2,658,694	－
①信用取引貸付金	2,655,369	2,655,369	－
②信用取引借証券担保金	3,325	3,325	－
（４）商品有価証券等および投資有価証券	749,898	749,898	－
①売買目的有価証券	670,418	670,418	－
②その他有価証券	79,480	79,480	－
資産計	7,357,011	7,357,011	－
（１）約定見返勘定	387,947	387,947	－
（２）信用取引負債	184,597	184,597	
①信用取引借入金	176,738	176,738	－
②信用取引貸証券受入金	7,858	7,858	－
（３）預り金	489,454	489,454	－
負債計	1,061,999	1,061,999	－
デリバティブ取引（※１、２）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(6)	(6)	－
デリバティブ取引計	(6)	(6)	－

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で示しております。

（※２）デリバティブ取引は、為替予約等の振当処理によるもので、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等に含めて記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金・預金、（２）預託金および（３）信用取引資産

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）商品有価証券等および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、投資信託は取引所の価格または公表されている基準価格によっております。

負債

（１）約定見返勘定、（２）信用取引負債および（３）預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分		貸借対照表計上額
投資有価証券	非上場株式（※１）	38,184
	投資事業組合出資持分（※２）	13,691
関連会社株式（※１）		2,000
合　　計		53,875

（※１）非上場株式および関連会社株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）投資事業組合出資持分については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預金	3,260,657	－	－	－
預託金	678,635	－	－	－
信用取引貸付金	2,655,369	－	－	－
信用取引借証券担保金	3,325	－	－	－
合計	6,597,987	－	－	－

（注４）社債およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超
信用取引借入金	176,738	－	－	－	－
合計	176,738	－	－	－	－

７．持分法損益等に関する注記

（１）関連会社に対する投資の金額　2,000千円

（２）持分法を適用した場合の投資の金額　6,861千円

（３）持分法を適用した場合の投資利益（△は損失）の金額　△1,857千円

８．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　165円43銭

（２）１株当たり当期純利益　5円12銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

丸八証券株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　村　洋　季　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　橋　浩　彦　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、丸八証券株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第７４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第７４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い監査を行い、取締役、コンプライアンス部門、マネジメント部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２８年５月２０日

丸八証券株式会社　監査役会

常勤社外監査役　髙　　知　昌　㊞

社外監査役　荻　野　恒　久　㊞

社外監査役　川　島　　修　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行するために必要となる監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が生ずるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第1条～第4条　（条文省略）	第1条～第4条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第5条～第11条　（条文省略）	第5条～第11条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第16条　（条文省略）	第12条～第16条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第17条　（条文省略）	第17条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、９名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、９名以内とする。
（新　設）	2．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

現行定款	変更案
（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2.　（条文省略） 3.　（条文省略）	2.（現行どおり） 3.（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のなかから、代表取締役を選定する。
2.　（条文省略） 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役１名および取締役会長１名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2.（現行どおり） 3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のなかから、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役１名および取締役会長１名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、前項に規定する招集通知を経ないで取締役会を開くことができる。	2. 取締役全員の同意があるときは、前項に規定する招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第24条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
第 5 章　監査役および監査役会	（削　除）
（監査役および監査役会の設置） 第29条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	（削　除）
（監査役の員数） 第30条　当会社の監査役は、4名以内とする。	（削　除）

現行定款	変更案
（監査役の選任） 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第33条　監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を1名以上選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、前項に規定する招集通知を経ないで監査役会を開くことができる。	（削　除）
（監査役会の決議の方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める	（削　除）

現行定款	変更案
（監査役の責任軽減・責任限定） 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の設置） 第30条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新　設）	（常勤監査等委員） 第31条　監査等委員会は、監査等委員のなかから常勤の監査等委員を１名以上選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、前項に規定する招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
（新　設）	（監査等委員会規則） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

現行定款	変更案
第 6 章　会計監査人	第 6 章　会計監査人
第39条　（条文省略）	第34条　（現行どおり）
第40条　（条文省略）	第35条　（現行どおり）
第41条　（条文省略）	第36条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章　計　算	第 7 章　計　算
第43条　（条文省略）	第38条　（現行どおり）
第44条　（条文省略）	第39条　（現行どおり）
第45条　（条文省略）	第40条　（現行どおり）
（新　設）	附　則
（新　設）	第1条　当会社は、第74期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　設）	第2条　第74期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	さとの　やすのり 里　野　泰　則 （昭和29年１月17日）	昭和47年４月　野村證券㈱　入社 平成12年５月　同社　川越支店長 平成16年７月　当社　執行役員IR担当兼総合企画室長 平成18年６月　取締役　IR担当兼総合企画部長 平成19年６月　常務取締役　リテール本部長 平成19年７月　㈱東海夢ファンド　取締役（非常勤） 平成20年４月　当社　代表取締役専務　リテール本部長 平成20年６月　取締役　リテール本部長 平成21年２月　取締役　商品本部長 平成21年６月　専務執行役員　三河ブロック長 平成22年６月　取締役専務執行役員　お客様本部副本部長兼三河ブロック長 平成25年６月　取締役専務執行役員　お客様本部長 平成26年６月　代表取締役社長（現任） 平成27年６月　㈱エース経済研究所　取締役（現任）	136,000株
2	さとう　ひろし 佐　藤　　博 （昭和26年４月８日）	昭和49年４月　野村證券㈱　入社 平成11年６月　同社　金沢支店長 平成15年12月　同社　検査部長 平成20年７月　野村・中国投資㈱　取締役 平成23年９月　㈱東邦銀行　営業本部担当部長 平成24年９月　当社　専務執行役員　営業開発担当 平成25年６月　取締役専務執行役員　営業開発担当 平成25年８月　取締役専務執行役員　営業開発担当兼ディーリング本部長 平成26年６月　取締役専務執行役員　お客様本部長兼営業開発担当 平成27年６月　代表取締役副社長　お客様本部長（現任）	17,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	やまい　しげる 山　井　　茂 （昭和27年６月28日）	昭和46年４月　野村證券㈱　入社 平成９年７月　同社　総務業務部部長 平成10年７月　同社　大阪営業総務部長 平成13年６月　髙木証券㈱　執行役員管理本部担当 平成20年４月　同社　専務取締役　リスク管理、引受審査、人事管掌兼管理本部長 平成25年５月　ヒューマンリソシア㈱　顧問 平成25年12月　当社　専務執行役員　マネジメント本部長 平成26年６月　取締役専務執行役員　マネジメント本部長 平成27年６月　専務取締役　マネジメント本部長（現任）	9,000株
4	いけなが　ふみお 池　永　文　雄 （昭和25年５月８日）	昭和49年４月　野村證券㈱　入社 平成12年６月　同社　名古屋支店　総務部長 平成13年７月　同社　アドミニストレーション業務部長 平成15年12月　同社　営業相談室長 平成20年５月　同社　総務審理室 平成22年６月　㈱野村総合研究所　入社 平成27年５月　同社　退社 平成27年６月　当社　専務執行役員　コンプライアンス本部付 平成27年６月　常務取締役　コンプライアンス本部長(内部管理統括責任者)（現任）	2,000株
5	おおくぼ　まさゆき 大久保　雅之 （昭和40年10月20日）	平成元年４月　当社　入社 平成13年６月　原支店長 平成14年12月　退社 平成17年５月　当社　通信取引センター次長 平成17年９月　財務部次長 平成17年12月　総合企画部次長 平成20年１月　リテール本部付部長 平成21年６月　執行役員　お客様本部副本部長 平成24年６月　取締役専務執行役員　営業企画担当兼お客様本部副本部長 平成25年８月　取締役専務執行役員　商品本部長兼営業企画担当（現任）	34,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	おおひら　てつなり 大 平　　哲 成 （昭和42年９月５日）	昭和63年４月　当社　入社 平成12年６月　庄内支店　課長 平成17年６月　本店営業部　次長 平成21年２月　本店営業部　部長 平成22年10月　執行役員本店営業部長 平成27年６月　取締役専務執行役員　お客様本部　営業開発　兼　本店営業部担当（現任）	4,000株
7	くめ　あいじゅ 久 米　　愛 樹 （昭和28年２月13日）	昭和50年４月　大和証券㈱　入社 平成８年１月　同社　鎌倉支店長 平成12年７月　㈱大和証券グループ本社　秘書室長 平成16年７月　同社　内部監査部長 平成19年４月　㈱大和証券グループ本社　監査委員会室長 平成19年４月　㈱大和総研　監査役 平成20年10月　㈱大和総研ホールディングス　常勤監査役 平成21年６月　㈱大和総研ビジネス・イノベーション　監査役 平成21年６月　DIRシステムテクノロジー㈱（現：DIRインフォメーションシステムズ㈱）　監査役 平成25年６月　当社　常勤社外監査役 平成27年６月　エース証券㈱　執行役員専務経営企画部長（現任） 平成27年６月　当社　社外取締役（現任）	6,000株
※ 8	なかお　はちろう 中 尾　　八 朗 （昭和22年４月27日）	昭和45年４月　髙木証券㈱　入社 平成元年７月　同社　本店営業部長 平成４年６月　同社　取締役　本店営業部長 平成８年９月　同社　取締役　近畿本部長兼本店営業部長 平成10年２月　同社　取締役　総務本部長兼総務部長、人事担当 平成12年５月　同社　常務執行役員　総務企画担当兼人事担当 平成13年４月　同社　常務執行役員　営業本部長 平成15年４月　同社　常務執行役員　投資営業本部長 平成22年８月　エース証券㈱　上席部長彦根支店付 平成22年９月　同社　彦根支店長 平成23年３月　同社　和歌山支店長 平成26年８月　同社　執行役員常務　法人本部担当　企画開発本部長　営業企画部長（現任）	－　株

（注）１．※印は新任取締役候補者であります。
２．各候補者の所有する株式の数は、平成28年３月31日時点の株数であります。
３．久米愛樹氏は、当社の親会社であるエース証券㈱において執行役員専務であり、同社は当社の特定関係事業者に該当します。
４．中尾八朗氏は、当社の親会社であるエース証券㈱において執行役員常務であり、同社は当社の特定関係事業者に該当します。
５．当社は、非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、非業務執行取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。久米愛樹氏が再任された場合には当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、中尾八朗氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・非業務執行取締役が当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	たか　ともあき 髙　　知　昌 （昭和31年１月９日）	昭和54年４月　㈱北陸銀行　入社 昭和57年１月　監査法人中央会計事務所　入所 平成４年８月　㈱ユーシン精機　内部監査室長 平成５年６月　同社　取締役管理本部長　兼経理部長 平成21年１月　アズワン㈱　経理部長 平成26年４月　エース証券㈱　財務部付　上席部長 平成26年６月　㈱エース経済研究所　監査役（現任） 平成27年６月　当社　常勤監査役（現任）	2,000株
2	かわしま　おさむ 川　島　　修 （昭和20年１月15日）	昭和42年４月　野村證券㈱　入社 平成３年６月　エース証券㈱　入社　東京支店営業部長 平成６年６月　同社　取締役 平成10年６月　同社　常務取締役 平成13年６月　同社　専務取締役 平成18年６月　同社　常勤監査役 平成18年６月　㈱エースコンサルティング　監査役（現任） 平成25年６月　当社　監査役(現任) 平成27年６月　エース証券㈱　取締役（常勤監査等委員）（現任）	－　株
3	すずき　だいすけ 鈴　木　大　輔 （昭和29年８月３日）	昭和52年４月　野村証券㈱　入社 平成元年７月　同社　新百合ヶ丘支店長 平成４年６月　同社　四日市支店長 平成10年７月　同社　事業法人資金運用部長 平成13年７月　同社　金融マネジメント部長 平成15年４月　同社　グループ法人部長 平成15年12月　同社　年金運用ソリューション室長 平成17年６月　野村アセットマネジメント㈱　取締役 平成23年４月　同社　リテールクライアント本部　参事	－　株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

２．髙 知昌氏および鈴木大輔氏は、会社法施行規則に定める社外取締役候補者であります。

3．髙 知昌氏は、㈱エース経済研究所において監査役であり、同社は当社の特定関係事業者に該当します。

4．社外取締役候補者の選任理由について

⑴髙 知昌氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

髙 知昌氏は、公認会計士として監査法人および事業会社における監査・財務部門での豊富な経験を有しており、適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

⑵鈴木大輔氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

鈴木大輔氏は、証券会社において幅広い業務経験を有するとともに、証券金融業界での経営者としての豊富な経験を有しており、業務執行の適正性の他、経営の妥当性について、適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

5．髙 知昌氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年であります。

6．当社は、非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、非業務執行取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。

髙 知昌氏、鈴木大輔氏および川島 修氏が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・非業務執行取締役が当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7．髙 知昌氏および鈴木大輔氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、平成24年６月23日開催の第70期定時株主総会において年額２億4,000万円以内としてご承認いただき、今日に至っております現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億4,000万円以内と定めたく存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額3,600万円以内と定めたく存じます。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：名古屋栄ビルディング　12階特別会議室
（名古屋市東区武平町５－１）

●交通機関のご案内

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車　５番出口より　東へ徒歩約１分
※駐車場はありませんのでご注意下さい。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE
OIL INK